

## 生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品） の使用促進についてご協力をお願い

国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいる中、平成30年10月1日施行の生活保護法においては、医師が後発医薬品への変更を不可としない銘柄名処方又は一般名処方の場合、後発医薬品を原則として使用していただくことが法律に明記されました。神戸市においては、平成26年6月より、先発医薬品を調剤した事情等の情報提供をいただいています。引き続きご協力をお願いします。取り組み内容については下記の通りです。

### 生活保護受給中の患者様への取り組み内容

生活保護を受けている方が、調剤を受けに来ましたら、平成30年10月1日施行の生活保護法では、後発医薬品の利用が原則となった旨説明し、原則として後発医薬品を調剤されるようお願いします。

※処方箋にて後発医薬品の利用を不可としているもの、在庫がないものは除きます

本人が後発医薬品への不安を訴える等の場合は、処方医へ確認の上、先発医薬品の使用が必要と認められたものは、先発医薬品を調剤されるようお願いします。（処方医と連絡がとれず、福祉事務所へ確認を行った場合や、福祉事務所とも連絡がとれず、後日報告を行った場合も先発医薬品を調剤となります）

先発医薬品を調剤した理由について報告様式に記録していただくようお願いします。

※ 報告様式は神戸市ホームページからダウンロードしてください。（<http://www.city.kobe.lg.jp/>）

記録した先発医薬品をした事情等については、定期的に、神戸市薬剤師会へ情報提供していただくようお願いします。

※ 神戸市薬剤師会は、いただいた情報を集約・分析し、各福祉事務所へ報告します。福祉事務所はそれを基に、必要に応じて本人へ後発医薬品の使用原則化について説明を行っていきます。

### 生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、原則として使用していただく必要があります。  
※ 処方医が後発医薬品への変更を不可としている場合は対象外。
- ③ 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断している場合は、薬局は原則として後発医薬品を調剤します。（生活保護法第34条第3項）